

葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例

(目的)

第1条 この条例は、きれいで清潔なまちづくりの推進に関し、葛飾区(以下「区」という。)、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が協力して吸い殻等及び空き缶等をみだりに捨てる行為等の防止に取り組むことにより、きれいで清潔なまちをつくり、もって快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

区民等 葛飾区内(以下「区内」という。)に在住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。

事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、釣り糸その他これらに類する物をいう。

空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。

飼い犬等 区民等に飼養管理されている犬、猫等をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条に規定する目的を達成するため、第6条第1項に規定する行為の防止に関する施策その他きれいで清潔なまちづくりを推進するための施策を総合的に実施しなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならない。

2 区民等は、屋外で喫煙するときは、たばこの吸い殻を吸い殻入れ又は適切な回収容器に収納しなければならない。

3 飼い主(飼い犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。))をいう。)は、飼い犬等を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬等がふんをしたときは、その用具により適正に処理しなければならない。

4 区民等は、区が実施するきれいで清潔なまちづくりを推進するための施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、それらの散乱の防止に努めなければならない。

2 自動販売機により飲料を販売する者その他空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の販売を行う事業者は、空き缶等の回収等に努めなければならない。

3 事業者は、事業所、その周辺その他事業活動を行う地域において、きれいで清潔なまちづくりを推進するための活動に自主的に取り組むように努めなければならない。

4 事業者は、区が実施するきれいで清潔なまちづくりを推進するための施策に協力しなければならない。

(まちを汚す行為の禁止)

第6条 区民等は、区内の道路、公園、河川敷、駅前広場その他の公共の用に供する場所において次に掲げる行為をしてはならない。

吸い殻等又は空き缶等をみだりに捨てること。

歩行喫煙(点火したたばこを持ちながら又は吸いながら歩行し、又は自転車の運転をすることをいう。)をすること。

飼い犬等のふんを放置すること。

落書き(塗料等により建築物その他の工作物に文字、図形等を書いて汚損することをいう。)をすること。

2 不法投棄、はり紙、はり札又は立て看板の表示その他のまちを汚す行為の禁止については、他の法令の定めるところによる。

(重点地域)

第7条 葛飾区長(以下「区長」という。)は、前条第1項第1号又は第2号に規定する行為を防止するための施策を相当の期間実施してもその効果が認められない区域を、当該行為の防止に重点的に取り組むべき区域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 区長は、重点地域において、きれいで清潔なまちづくりを推進するための施策を重点的に実施しなければならない。

- 3 区長は、必要があると認めるときは、第1項の指定に係る重点地域の区域を変更し、又は同項の指定を解除することができる。
- 4 区長は、第1項の規定により重点地域を指定し、又は前項の規定によりその区域を変更し、若しくは指定を解除したときは、その旨を公告しなければならない。

(過料)

第8条 重点地域内において第6条第1項第1号又は第2号に規定する行為をした者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。